

「いじめ防止基本方針」

令和6年度

八代市立有佐小学校

目 次

| | | |
|----------|-------------------------------|----------|
| 1 | 本校のいじめ防止基本方針について …………… | 1 |
| 2 | いじめの防止等に関する基本的な考え方 | |
| (1) | いじめのとらえ方…………… | 1 |
| (2) | いじめの未然防止について…………… | 2 |
| (3) | いじめの早期発見について…………… | 3 |
| (4) | いじめへの対処について…………… | 3 |
| (5) | 家庭や地域住民との連携について…………… | 4 |
| (6) | 関係機関との連携について…………… | 4 |
| 3 | 本校におけるいじめ等の実態 | |
| (1) | いじめの認知件数…………… | 4 |
| (2) | いじめ問題等の実態…………… | 5 |
| (3) | 学校評価より…………… | 5 |
| 4 | 本校におけるいじめの防止等のための取組 | |
| (1) | いじめの防止等の対策のための組織…………… | 6 |
| (2) | いじめの未然防止のための取組…………… | 6 |
| (3) | いじめの早期発見のための取組…………… | 8 |
| (4) | いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画…………… | 9 |
| (5) | 学校におけるいじめへの対処…………… | 1 2 |
| (6) | いじめ問題対処の流れ…………… | 1 3 |
| (7) | いじめの防止等への取組の評価について…………… | 1 4 |
| 5 | 重大事態への対処 | |
| (1) | 八代市教育委員会又は学校による調査…………… | 1 4 |
| (2) | 調査結果の提供及び報告…………… | 1 7 |
| 6 | 基本方針の見直し及び公表 | |
| (1) | 基本方針の見直し…………… | 1 7 |
| (2) | 基本方針の公表…………… | 1 7 |

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立有佐小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめ防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければなりません。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

いじめ防止対策推進法

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ

などの外国につながる児童生徒等)がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を捉え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめ心(人をいじめたい心)」やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許さない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。

学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行うことが必要である。

(4) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての児童が、発生したいじめに向き合うことを通じて、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや校区内の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果、児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制の構築に努める必要がある。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校の指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や八代市教育委員会及び八代教育事務所等関係機関の担当者の情報交換を通じた関係機関との情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、八代警察署管内学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) 「心のアンケート」からみた回答状況（今の学年でいじめられたことがあると回答した児童数）

| | 1年生 | | 2年生 | | 3年生 | | 4年生 | | 5年生 | | 6年生 | |
|-------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 令和3年度 | 1 | | 1 | | 1 | | 2 | | 2 | | 2 | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年度 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 令和5年度 | 2 | 8 | 0 | 4 | 2 | 1 |

(2) いじめ問題等の実態（R 5年度12月に実施した「心のアンケート」から）

学校生活に対してほとんどの児童は良好な回答をしている。「学校生活が楽しい」、「まあまあ楽しい」と答えた児童は92%、「あまり楽しくない」と答えた児童は8%、「楽しくない」と答えた児童が2人であった。

新型コロナウイルス感染症予防のため、いろいろな活動が制限され高学年の活躍の場が減ったためか、本校のよさである異学年とのつながりが薄くなった。低学年とつながることで、居場所を感じることができずだった高学年の児童にとって自尊心を高めることが難しかったように思われる。令和6年度は、縦割り班活動を以前のように行っている。

いじめられたことがあると回答している児童については、教育相談や個別の聞き取りを行い、当事者間または学級等への全体指導がなされ、解消したり、継続して指導を行ったりしている。

スマートフォンを持っている児童は年々増えている。タブレットや携帯型ゲーム機などでインターネットに接続したり、SNS等を利用したりしている児童も僅かながらいることがわかった。

(3) 学校評価より

前後期末に教職員による自己評価「教育評価と反省」を4段階で行っている。

○人間関係

「仲間づくり」の項目では、概ね良好な評価で取組内容の充実を感じている。昼休み等にみんなで遊ぶ日を週に複数回計画的に設け、人間関係づくりを行ったりしている。異学年交流活動については制限された中で弾力的に行われている。

さらに、内容を話し合いで決める活動も大切に取り扱っている。学級みんなで遊んだり、異学年と遊んだりすることを楽しみにしている児童が増えている。

○信頼関係

教育相談の実施は、教師が子ども一人一人と向き合うとても貴重な時間であり、年間2回の教育相談の時間を確保している。

○一致団結

「安心・安全な学校」の項目では、3以上の高い評価がなされている。学級であったことは管理職、関係者に伝え、協力して解決できるように心がけ、迅速な対応につながっている。

○連携・協働

「家庭との連携の情報の共有化」の項目では、概ね良好な評価となっている。連絡帳や電話、家庭訪問をこまめに行い、常に連絡を取り合っているため、対応しやすい関係である。日頃から連携をとることが学校と家庭との信頼関係につながっている。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

【有佐小学校いじめ防止対策委員会】

「有佐小学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

構成員

〈企画、立案、アンケート結果の検証、いじめ問題への対応等〉

《本校職員》

校長、教頭、教務主任（情報集約担当者）、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

《学校関係者》

P T A会長、学校運営協議会会長、鏡町民生委員児童委員協議会代表者
鏡町人権擁護委員代表者 心理や福祉の専門家等

いじめが起きた場合の対応チーム編成

《校内対応チーム》

校長、教頭、教務主任（情報集約担当者）、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学年担任

《拡大対応チーム》

校内対応チームに学校関係者を加えたチーム

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

教師一人一人が「楽しくわかる授業」に心がけ、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わうことで自己有用感を持たせ、自尊感情を育むことができるように努める。また、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。

教職員は、自己の言動が児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 道徳教育の充実

相手の立場を思いやり、お互いを認め合える児童を育てることを道徳教育の重点目標とし、一時間一時間の道徳の時間を通して「いじめをしない」「いじめを許さない」心の醸成を図る。また、教師一人一人が生命尊重・人権尊重の意識を常に持ち、教科等の特質や児童の発達段階を踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努める。

ウ 児童会活動の充実

○あいさつ運動（学期に1回、年間3回実施予定）

各学年で重点目標を設定し、一定期間登校時のあいさつ運動を行う。学校全体であいさつを通して交流することで、コミュニケーション能力の育成を図る。

○ぽかぽかの木（学期に1回、年間3回実施予定）

全学年の交流。お互いのよいところや、嬉しかったこと、ありがたい気持ち等を木の実カードに記入し掲示したり、内容の一部を校内放送で紹介したりして、よさを共有することで、自尊感情や感謝の気持ちの育成を図る。

○たてわり班活動

- ・ワクワクふれあいタイム（業間活動や昼休みに異学年縦割り班で遊ぶ、隔月1回）
- ・ふるさと発見ウォーキング：地域の史跡を中心に7つのポイントを縦割り班で歩いて回る。6年生が事前に下見をしてコース確認をし、当日見学場所の説明を行う。

エ 小中一貫・連携教育の取組

人権同和教育の実践において、3小学校で生命の尊重や人権感覚を育む共通教材を設定して共通実践することで、中学校での授業実践の充実につなげる。

児童・生徒が共通して取り組む基本的な生活習慣内容を設定して、共通理解・共通実践に取り組み、積極的生徒指導に努める。

オ 体験活動の充実

○田植え・稲刈り

八代農業高校にご協力いただき、5年生が高校生とともに田植えや稲刈りを行うことで、地元の高校生との繋がりを深めるとともに、動植物を愛護する心情を育む。

○ふるさと発見ウォーキング

3月7日のお別れ遠足の日に、縦割り班ごとに校区の史跡等を巡るウォーキングを行い、校区の魅力に触れ、校区のよさを知り、郷土愛を深める。

○児童集会等での個人発表

児童集会や昼の校内放送などで、発表の場を設け、自己有用感を高めるとともに友達のよさを知る機会とする。

カ 校内研修の取組

年度当初に配慮を要する児童の報告会を校内研修に位置付け、学校全体としてすべての児童を見つめる体制づくりを行う。

ゲートキーパー養成研修等を受講した職員を中心に、研修内容の復講や職員のスキルアップを図る研修を計画する。

キ 生徒指導充実月間の取組

いじめの早期発見・早期対応ができる学校体制作りとして、毎週実施の「見つめる会」により共通理解を図る。

学校生活アンケート調査を実施し、それを受けて全児童対象の教育相談を行う。全児童の教育相談を行うことで、アンケート調査では、分からなかったいじめやトラブルの発見につなげる。

全校集会において、校長による善行児童の紹介と賞賛、どんな子どもになってほしいのかという具体的な事例を通して心に響く講話を行う。

児童会活動による「ぼかぼかの木」や縦割り班を有効に活用した「ワクワクふれあいタイム」では6年生が計画、準備、実施することで達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を育成する。縦割り班での掃除「なかよし掃除」では、6年生が中心となり、下級生に掃除の仕方を教えたり手本になったりする経験を重ねている。

ク 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

「命を大切にできる心」を育む指導の充実を図るため、関連する教科・領域等の学習を組み合わせるユニット（単元）を構成し、児童の心に響く多様な指導を行う。

6月の「心のきずなを深める月間」から9月の「生徒指導充実月間」にあわせたユニットにおいては命の大切さについて考え、11月の「人権月間」から1月の「性教育月間」にあわせたユニットにおいては友達と力を合わせる大切さをテーマにし、児童が生きる喜びを実感し、自他の命を大切にしようとする態度の育成を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

教育相談を6月下旬と12月中旬頃の年2回、全校一斉に「教育相談週間」として実施する。その際、実態把握のためアンケートを取るが、毎月最終週に、今月の心の天気（生活調査）、5月は i-check、Q-Uテスト、10月は保健関係によるアンケート、11月は「心のアンケート」、12月は i-check、Q-Uテストを使用する。アンケートの内容をもとに個別に教育相談を行い、必要に応じて事後指導が行えるようにする。また、3学期は学校独自のアンケート調査を行い、いじめの早期発見早期対応に心がける。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ・養護教諭を心の相談員に任命し、児童がいつでも気軽に相談できるようにする。
- ・全校集会やPTA総会等で校内相談窓口について周知する。
- ・やっしろ子ども支援相談室、やっしろ心の教室、心のホットライン（SC、SSW、学校支援アドバイザー）の情報を教室等に掲示したりチラシを配布する。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ・肥後っ子テレホン（熊本県警察本部少年課）、すこやかダイヤル（県立教育センター）、24時間いじめ相談ダイヤル（子ども専用）等を学校便り等で紹介する。
- ・相談窓口チラシを配布する。
- ・全校集会やPTA総会等で電話相談窓口等について周知する。

エ 特別支援教育の視点から

支援を必要とする児童の背景・要配慮事項等の共通理解を年度初めに行い、周囲の児童・保護者・職員へ向けて、関わり方などの啓発を年間を通して行う。

児童一人一人の個性への気持ち、行動、価値観における共感的理解と信頼関係の構築を心がける。また、人権意識の向上・心因性疾患の理解により、日常との違いに気づく感性を高め、教育相談へ生かす。

オ 日々の観察

教職員がアンテナを高くして情報の収集を図る必要がある。全職員が、休み時間や給食時間、掃除時間などの何気ない会話や行動の中で、気になることや小さな変化に気づいたら、担任に知らせる体制を作っておく。

また、気になる事や小さな変化について朝会等の場で報告することで情報を共有させ、全職員で観察、指導していくという体制にしておく。

更に、いじめの未然防止のためにも担任は、日頃から何でも話せる、相談できる関係作りに心がけ、子どもたちとの信頼関係の構築を図る。日記や連絡帳から学校だけではなく、地域での子ども達の生活にも目を配り、交友関係をしっかり把握して、その中での人間関係もつかんでおく必要がある。チェックリストを家庭に配布し、保護者にも子どもをしっかりと見つめてもらう機会にし、いつでも相談に応じる体制を作っておく。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

| | 学校行事 | 道徳 | 人権学習 | 学活 |
|----|--|-------------------------------|------|----|
| 4月 | 地区児童会 歓迎遠足 家庭訪問 縦割り班掃除(※年間を通して実施) | | | |
| 5月 | 運動会に向けて 運動会 Q-Uテスト i-check | | | |
| 6月 | 心のきずなを深める月間 教育相談週間 | 『命を大切にする心』を育む指導プログラム ユニット1 | | |
| 7月 | 地区児童会 今月の心の天気(※毎月最週末に実施) | | | |
| 8月 | 生徒指導充実月間 | ワクワクふれあいタイム(業間縦割り班遊び・毎月1回実施) | | |
| 9月 | 生徒指導充実月間 | | | |

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------|------------------------|---------|
| 10月 | 保健関係アンケート | | | 中学校体験入学 |
| 11月 | 心のアンケート 5年宿泊教室 | 『命を大切にする心』を育む指導プログラム ユニット2 | | |
| 12月 | 人権集会 教育相談週間 Q-Uテスト i-check | | 授業参観 (人権学習・ 性教育) | |
| 1月 | | | | |
| 2月 | 地区児童会 | | | |
| 3月 | お別れ遠足 ふるさと発見ウォーキング | | | |

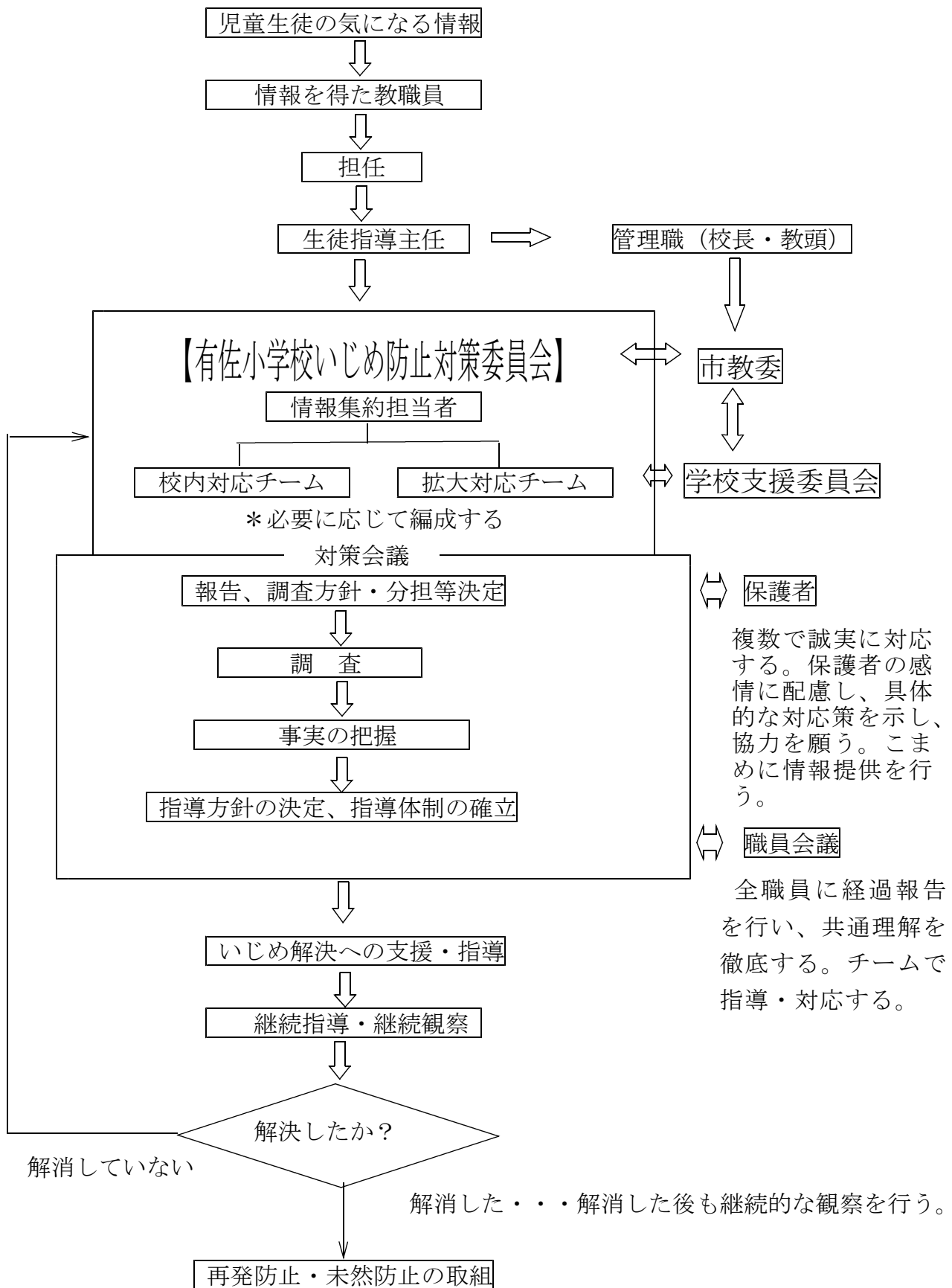
| | 総合的な学習の時間 | 児童会活動 | 校内研修・評価 | 保護者や地域住民との連携 |
|----|-----------------|--------|-----------------------------------|---|
| 4月 | | | | 集団登校～ゴールデ ンウィーク明けまで 登校指導 授業参観・PTA 総会 |
| 5月 | | あいさつ運動 | 配慮を要する子ども の共通理解 | |
| 6月 | 5年田植え (八農交流) | ぼかぼかの木 | 中学校区レポート 研究会 | |
| 7月 | | | 人権教育実践講座 特別支援教育研修 (個別の支援計画) | |
| 8月 | | | | PTA親子美化作業 |
| 9月 | | | | 登校指導 |

| | | | | |
|-----|-----------------|------------------|-----------------|-----------|
| 10月 | 5年稲刈り (八農交流) | | | |
| 11月 | | ぽかぽかの木 あいさつ運動 | 人権教育授業研究会 | |
| 12月 | | | | |
| 1月 | | | | |
| 2月 | | | | 鏡中学校入学説明会 |
| 3月 | | あいさつ運動 | 人権教育レポート 報告会 | |

(5) 学校におけるいじめへの対処

| | | 子どもへの対応 | 保護者への対応 |
|-----------|---------------|---|---|
| いじめの事実確認 | 被害者側 | ○本人や周辺からの聞き取りを重視し身体的・精神的被害についての確に把握する。 | ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞き出せたらならば学校へお知らせいただくよう依頼する。 |
| | 加害者側 | ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 | ○事実を冷静に確認いただくよう依頼する。わが子の言い分から事実と食い違いが出たならば学校へお知らせいただくよう依頼する。 |
| いじめへの早期対応 | 被害者側 | ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 | ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらおう。 |
| | 加害者側 | ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○いじめ解消に向けて学校支援委員、SC、SSW等、専門機関との連携を図る。 | ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることへの理解を図る。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 |
| | 直接関係のない児童・保護者 | ○傍観することは、いじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 ○いじめにあった場合は、一人で悩まず、先生、保護者や友だちに相談するように指導する。 ○いじめに気付いたり、発見した場合は、傍観者とならず、先生やお家の人に通告するよう指導する。 | ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者になってはならないという気持ちを、学校と一体になって育てていくことを依頼する。 ○いじめに気付いた時、傍観者とならず、助ける側の態度を取ることができるよう子どもに、学校と一体になって育てていくことを依頼する。 ○携帯電話やパソコンの使用上のルールを家族で話し合っ決めて決めることの大切さを啓発する。 |

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価について

ア いじめ防止対策委員会による評価

いじめ防止対策委員会は、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックやいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、P D C Aサイクルの取組となるよう定期的な評価を行う。

イ 学校評価への位置づけ

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に含め、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- ② いじめの早期発見・早期解決に関する取組に関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

5 重大事態への対処

(1) 八代市教育委員会及び学校による調査

ア 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合

(児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、八代市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する場合もある。)

○児童や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになる。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断する。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

(ア) 調査主体が市教育委員会の場合

八代市いじめ防止等対策委員会は、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(イ) 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成する。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指す。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応する。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施する。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

エ その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりをもつ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

また、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者へ情報を適切に提供する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠らないようにする。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明する。

イ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

ウ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果により、いじめられた児童やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対処マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をする。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記(2)ーイの報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「八代市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告する。

6 基本方針の見直し及び公表

(1) 基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、有佐小学校の基本方針の記載内容について、学校の実情に照らして基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

なお、国や県の基本方針の見直しが講じられた場合は、見直しの内容に準じて有佐小学校の基本方針を見直す。

(2) 基本方針の公表

本方針は、有佐小学校ホームページに掲載することで公表とする。

